

大田区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 計画の概要

子ども・子育て支援法に規定する各種の給付と事業を確実に推進するため、内閣総理大臣が定めた基本方針に即して、地方公共団体が策定する、5年を一期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の円滑な実施に関する計画(子ども・子育て支援法第60条、第61条)

幼稚園、認可保育所等、利用している人数(量)の見込みと、それに対する確保の方策(実施個所数、定員等)を定める。

2 計画の見直し

令和4年3月に内閣府より通知された子ども・子育て支援事業計画の見直しのための考え方では、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこと。また、見直しを行うかについては、各自治体の子ども・子育て会議の議論を経て適切に判断することとしている。

3 乖離状況

計画で定める量の見込みと実績値(令和2年度)を比較し、乖離状況(割合)を算出

事業		A 量の見込	B 実績	C 確保方策 (定員)	D 割合 (B/A)	E 過不足 (C-B)
幼稚園	全体	7,967人	7,892人	8,539人	99%	467人
	(1号認定)	6,995人	6,926人		99%	
	(2号認定)	972人	966人		99%	
保育園 (2号認定) 3~5歳	全体	9,030人	8,236人	9,326人	91%	1,090人
	大森圏域	3,070人	2,896人	3,285人	94%	389人
	調布圏域	2,420人	2,027人	2,332人	84%	305人
	蒲田圏域	3,540人	3,313人	3,709人	94%	396人
保育園 (3号認定) 0~2歳	全体	8,210人	7,573人	8,112人	92%	539人
	大森圏域	2,770人	2,662人	2,806人	96%	144人
	調布圏域	2,320人	1,950人	2,164人	84%	214人
	蒲田圏域	3,120人	2,961人	3,142人	95%	181人

4 中間見直しに関する区の考え(案)

内閣府の通知に基づく見直しの基準では、教育・保育(子ども・子育て支援給付)において、認定区分及び提供区域ごとに、量の見込み(A)と実績(B)を比較し、上下 10%以上の乖離(割合で90%以下または110%以上)がある場合は、原則として見直しが必要としている。

上記3の結果では、保育園(2号認定・3号認定)の調布圏域において割合が84%と、10%以上の乖離(マイナス 16%)が生じた。

区はこれまで、認可保育所等の整備を進めた結果、当初見込んだ数値とは大きく離れることのない値で保育所等の利用待機児童を解消するなど、現計画策定時に定めた量の見込みの信頼度は高いと見ている。

<参考:子ども・子育て支援計画 P81>

【計画目標(調布圏域)】 保育(2号・3号認定)合計

	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度	
			(推計)	(実績)
量の見込み	4,022 人	4,671 人	4,740 人	3,977 人
確保方策 (定員)	3,937 人	4,653 人	4,859 人	4,496 人
過不足	▲85 人	▲18 人	119 人	519 人

現計画期間(令和6年度まで)中、量の見込み(実績)の推移は現計画策定時の推計内と予測し、現時点で計画の見直しを行うまでには至らないと考えている。

5 次期計画策定

今後は、令和5年度に実施するアンケート調査を活用し、令和7年度以降の次期計画策定に向け、量の見込みの推計と確保方策(定員)を定めていく。